**○経済産業省
環境省**

○国土交通省告示第百四十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十月二十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1077	シロタ　MD－50Ⅱ	KDN－4TN V98	株式会社シロタ	大阪府門真市東江端町8番43号

**○経済産業省
環境省**

○国土交通省告示第百四十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十一月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－51	キャタピラー　D6T	UDS－C9.3	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

**○経済産業省
環境省**

○国土交通省告示第百四十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十四年十一月二十七日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－1	ポルボ　A30D	株式会社ティ・エイチ・アイ	神奈川県横浜市鶴見区生麦2－4－5
NS－70	ポルボ　A35E	〃	〃
NS－71	ポルボ　A40E	〃	〃

**○経済産業省
環境省**

○国土交通省告示第百四十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十四年十一月二十七日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－53	キャタピラー　M R126	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NS－137	三菱　MF31D	〃	〃
NS－296	キャタピラー　M 26C	〃	〃
NS－300	キャタピラー　973C	〃	〃
NS－325	キャタピラー　M C230	〃	〃
NS－504	三菱　FP40C	〃	〃

○気象庁告示第九号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十六日

気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四千葉県の項及び別表第五千葉県の項中「山武市」の下に「、大網白里市」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

○海上保安庁告示第二百九十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十二月二十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	清水川港北防波堤灯台
位置	
所在地	青森県東津軽郡平内町（清水川港北防波堤外端）
北緯	四〇―五五―三九
東経	一四一―〇一一―二八
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日	平成二十四年十一月十六日
名称	六ケ浦港北防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県陸前高田市（六ケ浦港北防波堤外端）
北緯	三八―五八―〇一
東経	一四一―四二―一四
変更した事項	
名称	六ケ浦港仮設灯浮標
位置	
所在地	岩手県陸前高田市（碁石埼灯台の西南西方約三・九キロメートル）
北緯	三八―五八―〇三
東経	一四一―四二―一四
塗色及び構造	緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質	単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度四〇カンデラ
光達距離	四・〇海里
明弧	削除
高さ	削除
変更年月日	平成二十四年十一月十六日
記事	一時変更